

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者)

【募集住宅①】

A棟2階・11号【平成15年度建設】
3LDK(2人以上世帯向け)

◆家賃(収入区分による)
月額2万6900円〜4万円

【募集住宅②】

F棟2階・88号【平成8年度建設】
3LDK(2人以上世帯向け)

◆家賃(収入区分による)

月額2万4800円〜3万7000円
【特公賃住宅(ふれあい団地・14区・高所得者向け)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者)

【募集住宅③】

C棟2階・47号【平成14年度建設】
2LDK-S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃(収入区分による)

月額4万3600円〜5万2400円
※令和5年3月まで。令和5年4月より減免期間終了に伴い、所得に関わらず一律5万2400円となります。

【募集住宅④】

D棟2階・63号【平成11年度建設】
2LDK-S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃(収入区分による)

月額4万3600円〜5万2400円
※令和2年3月まで。令和2年4月より減免期間終了に伴い、所得に関わらず一律5万2400円となります。

【募集住宅⑤】

1棟2階・119号【平成13年度建設】
2DK(単身者向け)

◆家賃(収入区分による)
月額3万3000円〜3万9600円

※令和4年3月まで。令和4年4月より減免期間終了に伴い、所得に関わらず一律3万9600円となります。

後期高齢者医療制度 運営協議会委員

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さまの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

◆応募資格 道内在住の満20歳以上の方(ただし、議員や公務員等を除く)

◆募集人数 5名

◆任期 令和2年7月から2年間(開催は年2〜3回を予定しています)

◆応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合および役場にある応募要領を参照してください

◆応募締切 4月30日(木)

◆選考 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

◆報酬など 1日につき50000円の報酬と旅費を支給します

※お問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)まで

町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

◆日時 3月23日(月) 10時〜12時

◆場所 山村開発センター第3研修室
◆相談員 弁護士 中島和典氏

自衛官を募集します

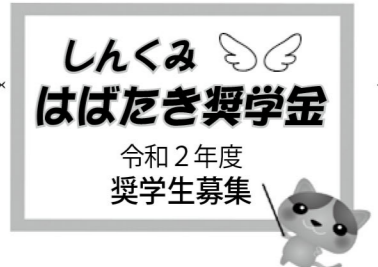
自衛隊幹部候補生および一般曹候補生を募集します。

◆申込期限 3月18日(水)まで

◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。

※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎2-4290)まで

| 募集種目 | 応募資格 | 受付期間 | 試験日 |
|--------------------|--------------------------------|------------------|--|
| 自衛隊幹部候補生(一般幹部候補生) | 令和3年4月1日現在22歳以上26歳未満 | 3月1日(日)~5月1日(金) | 1次:5月9日(土)・10日(日) 2次:6月9日(火)~12日(金)の間で1日を指定 |
| 自衛隊幹部候補生(歯科幹部候補生) | 令和3年4月1日現在20歳以上30歳未満 | | 1次:5月9日(土) 2次:6月9日(火)~12日(金)の間で1日を指定 |
| 自衛隊幹部候補生(薬剤科幹部候補生) | 令和3年4月1日現在20歳以上28歳未満 | 3月1日(日)~5月15日(金) | 1次:5月23日(土) 2次:6月24日(水)~29日(月)の間で1日を指定 |
| 一般曹候補生(男子・女子) | 18歳以上33歳未満 | | |
| 予備自衛官補(一般) | 18歳以上34歳未満 | 1月6日(月)~4月10日(金) | 4月18日(土)~22日(水)の間で1日を指定 |
| 予備自衛官補(技能) | 18歳以上で国家資格免許等を有する者(資格により年齢上限有) | | |



しんくみ はばたき奨学金
令和2年度 奨学生募集



十勝信用組合では、将来、社会において有用な人材を育成するため、ひとり親家庭などの高校生を対象に、修学上必要な学資金などの一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度「しんくみ はばたき奨学金」を創設しました。この度、令和2年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望の方は募集内容をご確認のうえ、お申込みください。

- ◆受給資格 十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、保護者が当組合の営業地区(帯広市・音更町・幕別町・芽室町・上士幌町)内に住所を有する方。また、保護者(主たる家計支持者1人)の収入が、給与所得者は270万円以下、それ以外の方は135万円以下の方。
- ◆募集人員 10名 ※応募多数の場合は抽選により決定
- ◆募集期間 4月1日(水)~27日(月) ※当組合の営業日のみ
- ◆給付額・給付期間 月額:8,000円 期間:1年間
- ◆応募方法 応募の方法や必要書類については、営業窓口にお問い合わせいただくか、十勝信用組合ホームページ(<https://tokachishinkumi.com/>)でご確認ください。

※お申し込みやお問い合わせは、十勝信用組合上士幌支店(☎2-3111)、または十勝信用組合総務部(☎0155-23-1375)まで

学童保育所 パート職員募集

- ◆公募職種 学童保育業務担当(パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆雇用期間 採用後~令和3年3月31日
- ◆仕事内容 支援員補助 ほか
- ◆勤務時間 ①平日9:15~18:40の間で指定する時間 ※学校がある日は、概ね午後から。
②土曜および学校の休業日(長期休暇など) 8:00~18:40の間で指定する時間
- ◆休日 毎週日曜・祝日・学童保育所の指定する日
- ◆休暇 労働基準法による
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆待遇 時給897円
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆提出書類 履歴書
- ◆締切日 3月18日(水)17:00まで
- ◆提出先 上士幌町教育委員会 生涯学習課 生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)

警察官採用試験受験者を募集します
北海道警察では、警察官採用試験の受験者を募集します。

◆採用予定人数 210名程度(男性A区分120名程度、男性B区分40名程度、女性A区分35名程度、女性B区分15名程度)
◆受付期間 3月1日(日)~4月8日(水)
※お問い合わせは、帯広警察署(☎0155-25-0110)まで



スポーツ

第50回 町民スキー大回轉競技大会

- ◆日時 3月21日(土)
 - ◆受付9時/開会式9時30分
 - ◆競技開始 10時
 - ◆場所 ぬかびら源泉郷スキー場
 - ◆対象 小学生以上の町民の方
 - ◆種目
 - ◆小学(低・高学年)男・女の部
 - ◆中学男・女の部
 - ◆一般(16歳以上)男・女の部
 - ◆申込期限 3月6日(金)
- ※小・中学生には、別途チラシでご案内

いたします。
※最低催行人数10名
※天候やコース状況等により中止になる場合があります。
※お申込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

かみしほろ健康運動教室

- ◆日時 3月3日(火)・17日(火)
 - ◆10時30分～11時30分/受付10時
 - ◆場所 生涯学習センターわか
 - ◆対象 町内在住の高校生以上男女
 - ◆内容 だれでもできる運動のご紹介
- ※会議室1・2

お知らせ・啓発

令和2年度ナイタイテラスのオープン日程について

昨年に新しくオープンしたナイタイテラスの、令和2年度の営業日程をお知らせします。なお、メニューについては前年から変更となるものがあります。

◆営業期間

4月29日(水・祝)～11月1日(日)

※積雪による町道閉鎖に伴い、日程が変更となる場合があります。

◆道路ゲート開放時間

7時～18時(6月～9月は19時まで)



※ナイタイ高原線町道に関するお問い合わせは、建設課管理担当(☎2・4297)、ナイタイテラスに関するお問い合わせは商工観光課観光担当(☎2・4291)まで

就学援助費の申し込み

町では、経済的理由で小中学生の就学に困難をきたしている方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。令和2年度の申し込みを受け付けておりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。

なお、就学援助受給者の決定は、保護者の申し込みにより、教育委員会が認定基準を満たしているか調査等を行い、6月中旬の課税台帳整備後に決定・通知されます。

◆認定基準

①前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。

②右記①に該当し、かつ「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者。(児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など)

◆提出書類

◆令和2年度就学援助費受給申込書

◆個人情報確認同意書

◆給食費委任状

※申込書は、各学校を通して町内の全児童生徒に配布しております。また、町ホームページからダウンロードも可能です。

◆申込先 教育委員会教育推進課

総務・学校教育担当

◆申込期限 3月31日(火)

◆申込期限を過ぎても受け付けは行いますが、4月を過ぎると申込日からの

地域開放事業

子ども発達支援センター

発達支援センターの器具で、身体を動かしてみよう!

幼児のお子さま

- ◎日程 3月25日(木)
- ◎時間 10:30～11:30(こども園未就園児向け) 13:15～14:15(就園児向け)
- ◎定員 5組程度(事前のお申し込みが必要)
- ◎対象 乳幼児と保護者(保護者の同伴が必要)

小学生以上

発達支援センターの施設を開放して、さまざまなテーマで活動します。事前申し込みをお願いします。

- ◎時間 15:00～17:00
- ◎対象 小学生～高校卒業まで(保護者の同意が必要)

※主に火曜日は小学6年生以上、水曜日は小学5年生以下

| 3月 | テーマ | 対象 | 内容 |
|--------|----------|------|---------------------------------|
| 3日(火) | ティーンラウンジ | 小6以上 | ゲームをしたり、お話しをしたり自分の知らなかったことを知ろう! |
| 4日(水) | ティーンラウンジ | 小1～5 | ゲームをしたり、お話しをしたり自分の知らなかったことを知ろう! |
| 10日(火) | ティーンラウンジ | 小6以上 | ゲームをしたり、お話しをしたり自分の知らなかったことを知ろう! |
| 11日(水) | 運動(5名程度) | 小1～3 | センターの器具で身体を動かして遊ぼう! |
| 17日(火) | ティーンラウンジ | 小6以上 | ゲームをしたり、お話しをしたり自分の知らなかったことを知ろう! |
| 18日(水) | 運動(5名程度) | 小4・5 | センターの器具で身体を動かして遊ぼう! |

※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2-4773)まで

日割計算による受給となる場合があります。必ずお申し込みやお問い合わせは、教育委員会教育推進課総務・学校教育担当(☎2・3014)まで

ガソリンの容器への詰め替え販売について

ガソリンは「危険物」として消防法に定められています。危険物は私たちの身近にある、とても便利なものですが、貯蔵・取扱いを間違えると、人命までも奪ってしまう大変おそろしい物質です。

- ①身分証の確認
 - ②使用目的の確認
 - ③販売記録の作成
- 以上の3項目を行うよう消防法令で義務付けられました。(令和2年2月1日施行)



ガソリンの安全な取扱いのため、ご協力をお願いします。
なお、ガソリンを購入される場合は、必ず消防法に適合した携行缶を使用してください。

※お問い合わせは、消防署(☎2・2519)まで

三遊亭円楽落語会中止に伴うチケット払い戻しについて

上士幌町芸術鑑賞会「三遊亭円楽落語会」中止に伴う、チケット代の払い戻しについて、まだお済みでない方は、お手数ですが左記までご連絡いただきますようお願いいたします。

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会教育担当(☎2・3024)まで

お子さまの安心安全なスマートフォン利用について

【保護者の皆さまへ】
満18歳未満のお子様はスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に充分注意してください。

- ①適切にインターネットを利用する
SNSを利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。
- ②家庭のルールを作る
長時間利用によるネットの依存症も増加しています。適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合い、それぞれご家庭のルールを作りましょう。利用時間は夜9時までなど、ルールは具体的に決めることがポイントです。
- ③フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。



実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」として取りまとめましたのでご利用ください。
https://www.sounu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jieishu.html

※お問い合わせは、総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課(☎011-709-2311(内線4704)まで)

令和2年度の出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出について

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を役場窓口へ提出していただいております。

また、五年に一度、国勢調査の行われ

る年度には、「人口動態調査(職業・産業)」の実施に伴い、職業の記入も(死亡届には産業の記入も)お願いしております。

届出は厚生労働省が実施している「人口動態調査」として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況が調査され、調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

◆対象 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚

◆調査方法 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。

◇記入例

- ・医師・教員など・・・「専門・技術職」
- ・一般事務員など・・・「事務職」
- ・販売店員・営業職従業者など・・・「販売職」
- ・美容師・ホームヘルパーなど・・・「サービス職」

※死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い(職業・産業例示表)」を備え付けていますので、ご参考の上記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

プレミアム付商品券の使用期限は2月29日☎までです
 利用忘れの無いようご注意ください。使用期限後の利用は認められません。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

マイナンバーカードは簡単に偽造できません

マイナンバーカードには、さまざまな偽造防止の工夫が施されています。そのため、簡単に偽造されることはありません。

仮にICチップの情報を不正に読みだそうとするとこわれてしまうなど、様々な安全対策が講じられています。「なくしてしまったかも…」と思ったら、マイナンバー総合フリーダイヤルにお電話をしてください。カードの機能を一時的に停止することができます。

【マイナンバーカードの偽造防止】

- ①偽造・変造が困難なインキを使用しています。
 - ②コピー機等で複写すると、隠れた文字が浮かび上がるようになっています。
 - ③顔写真の貼り替えが困難な加工を施しています。
 - ④レーザー光で印字を行い、彫り込まれているので、印字が消えにくくなっています。
 - ⑤通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置しています。
 - ⑥背景に複雑な模様を施しています。
- ※マイナンバーカードの申請方法はこちらから
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

※マイナンバーについてのお問い合わせは、(☎0120-95-0178)まで
 ※盗難等によるマイナンバーカード一時利用停止については24時間365日受付

糠平湖畔休憩施設 利用者募集

レクリエーションの普及や観光振興のために設置している糠平湖畔休憩施設を貸し出したします。使用を希望される方は、担当までお問い合わせください。



◆募集要件

- ①対象者は町内の法人、団体および個人
- ②施設は現状での貸し出し
- ③施設を事前にご覧になりたい方は、担当までご連絡ください。

◆申込期限 3月16日(月)

※お申し込みやお問い合わせは、商工観光課観光担当(☎2-4291)まで

帯広警察署からのお知らせ

今から25年前の平成7年3月20日、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」が発生しました。オウム真理教は現在も強調する主流派「Alpha(アルファ)」
 ◆松本の影響力がないかのように装う上祐派「ひかりの輪」

上士幌中学校・上士幌高等学校 吹奏楽部 第13回 ジョイントコンサート



♪ゲスト出演 柴山貴大(サクソ奏者)
 ♪曲目 吹奏楽のための第一組曲、宝島、Birds(バース)～アルト・サクソフォンとバンドのための協奏曲より「シーガル(Seagull)」ほか

日時 3月21日☎ 開場：午後1時30分
 開演：午後2時
会場 山村開発センター

入場無料 [入場にはチケットが必要です。上士幌中学校、上士幌高校で配布いたします。]

※お問い合わせは、上士幌高校(☎2-4628) 照井・野村・井関まで

主催：ジョイントコンサート実行委員会
 主幹：上士幌中学校・上士幌高等学校吹奏楽部
 協賛：かみしほろ学園推進本部
 ※本事業は、「まなびの森」対象事業です。手帳を持参ください。

上士幌町農業委員を募集します

- ※ 募集人数 定数 13人
- ※ 推薦および応募資格
 - ◆ 上士幌町に住所を有する者を基本に、町外に住所を所有する者も妨げない
 - ◆ 上士幌町が設置する他の附属機関等の委員でない者
 - ◆ 上士幌町の職員でない者
- ※ 以下の方は推薦および応募はできません
 - ◆ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人
 - ◆ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ※ 任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日
- ※ 推薦および応募方法
 - ① 個人からの推薦
 - ② 法人または団体からの推薦
 - ③ 一般応募
- ※ 推薦および応募受付期間 3月2日(月)から31日(火)までに農業委員会へ提出してください。
- ※ 推薦書および応募用紙 農業委員会にて配付いたします。また、町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp>)内の農業委員会のページに登録いたしますので、そちらからダウンロードも可能です。

※お問い合わせは、農業委員会事務局(☎2-4298)まで

◆清掃活動への参加

海や河川に流出するプラごみを減らすため、地域の清掃活動に参加する。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

強い意志と勇気で暴力追放

警察は暴力団の壊滅に向けて強力な取り締まりを行っています。皆さまも

- ◆ 三不運動+1
 - ◇ 暴力団を「利用しない」
 - ◇ 暴力団を「恐れない」
 - ◇ 暴力団に「金を出さない」
 - ◇ 暴力団と「交際しない」
- を合言葉に、暴力団に負けない強い意志を持ち、暴力団犯罪の被害に関することは、どんな小さなことでも警察に通報し、暴力団を追放しましょう。

犬の飼い主の皆さんへ

◆犬の登録はお済みですか？

犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に、市町村に犬の登録を申請しなければなりません。(更新の必要はありません。)

登録をすると市町村から鑑札が交付されます。犬が迷子になったときには、この鑑札の番号で飼い主がわかりますので、首輪などに必ず着けましょう。

また、登録後に飼い主や住所が変わったり、犬が死亡した場合は、届け出が

必要となります。

◆狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の犬に狂犬病の予防注射を毎年1回、原則として4月から6月の間に受けさせることが義務づけられています。

狂犬病は感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐために犬の登録制度があり、予防注射が義務づけられています。予防注射を受けていない場合は、必ずお近くの動物病院で受けさせるようにしてください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

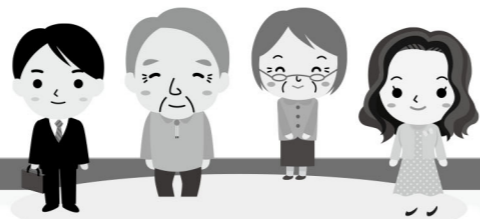
こども110番の家に加入しませんか？

「こども110番の家」は悪質犯罪に巻き込まれそうな子どもたちを一時的に保護し、警察や役場関係部署へ連絡を行い、被害の未然防止や早期解決の手助けを行ってもらう活動です。

犯罪の抑止効果を高めるために、「こども110番の旗」を設置してもらう多くの加入者が必要ですので、ぜひご加入の検討をお願いいたします。

また、町および生活安全推進協議会が費用を負担して保険に加入しますので、負傷などが発生した場合の補償もあります。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで



60歳前に会社などを退職された方へ

国民年金の加入手続きはお済みですか？

～会社などを退職したら、届出が必要です～

厚生年金に加入していたときの第2号被保険者から国民年金加入の第1号被保険者となり、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

また、配偶者が60歳未満であれば、配偶者も厚生年金に加入している配偶者に扶養されている第3号被保険者から国民年金加入の第1号被保険者への種別変更の手続きが必要となり、国民年金保険料も自分で納めることとなります。

届出を忘れると、今まで納めた保険料がムダになったり、老齢年金や障害年金、遺族年金が受けられない場合があります。

必要な手続きを忘れず行ってください。



※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

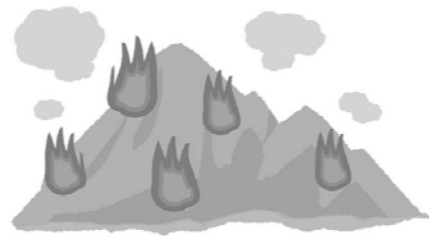
♣ 野火・林野火災に注意!

冬から春先にかけて雪解けの進むこの時期は、空気が乾燥しているため、枯れ葉や枯れ草から野火や林野火災が発生しやすくなります。

また、今年は例年に比べて積雪が少ないため、すでに十勝管内でも野火が発生しています。野火の原因の大半は、たばこの投げ捨てやごみ焼きなど、人為的な原因により発生しています。絶対にたばこ等の投げ捨てはやめましょう。

なお、農業、林業を営むための焼却など、ごく一

部の例外を除き、許可されていない「野焼き」は禁止されており、違反すると厳しく罰せられます。絶対に野外でのごみ等の焼却はやめましょう。



やっています! 避難訓練

～避難訓練実施施設～

- ・トバチ
- ・糠平スキー場
- ・糠平自衛隊宿舎

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です! 実施する際は消防署にお知らせください。

火の用心

【本年の出動状況】 1月31日現在の出場件数

- ◆火災出動 0件(うち1月 0件)
- ◆救急出動 37件(うち1月37件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで



♥ 後期高齢者医療に加入されている方へ

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには役場窓口での申請が必要となります。

※ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※ 支給額が500円以下の場合は支給されません。

●自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

| 負担割合 | 区分 | 自己負担額の合計の基準額 | |
|------|----------|--------------------|------|
| 3割 | 現役並み所得者 | 【課税所得690万円以上】212万円 | |
| | | 【課税所得380万円以上】141万円 | |
| | | 【課税所得145万円以上】67万円 | |
| 1割 | 一般 | 56万円 | |
| | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ※1 | 31万円 |
| | | 区分Ⅰ※2 | 19万円 |

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、上士幌町役場保健福祉課までお申し出ください

医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診したすべての被保険者の皆さまへ送付しています。

発送時期は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費総額 | 自己負担額 |
|--------|-------------|------|----|--------|-------|
| H31年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 |
| H31年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 |
| 合計 | | | | 28,000 | 2,800 |

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは税務署にお問い合わせください。

●医療費通知の活用について

- ※ 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ※ 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- ※ 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

※申請やお問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

【許可等に係る申請手数料】

| 申請の種類 | 手数料 |
|---------------------|------------|
| 一般廃棄物処理業許可申請手数料 | 1件 20,000円 |
| 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 1件 20,000円 |
| 一般廃棄物処理業許可更新申請手数料 | 1件 20,000円 |
| 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 | 1件 20,000円 |
| 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 | 1件 5,000円 |
| 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 | 1件 5,000円 |

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

一般廃棄物収集許可申請
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づき、一般廃棄物の収集運搬を事業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないことになっております。
上士幌町では、許可申請に係る手数料が平成27年4月に有料化されました。
◇一般廃棄物処理業許可証の有効期間は、2年です。